

◆長期収載医薬品の選定療養化について◆

2024年度の診療報酬改定により、患者さんが希望された先発医薬品は、10月から「特別料金（選定療養費）」の対象となります。

【特別料金（選定療養費）について】

- ◇ 厚生労働省が定めた後発医薬品のある先発医薬品が対象です。
- ◇ 医師が医療上必要と判断し処方した場合は対象外です。
- ◇ 選定療養費の費用は、先発医薬品と後発医薬品（最高価格）の差額のうち、4分の1をご負担いただきます。
- ◇ 選定療養費は別途消費税がかかります。
- ◇ 公費負担などで、自己負担がない患者さんも対象です。

2024年10月